

事務局責任者協会

2017.7 Vol. 20

組合運営・企業経営研究会

平成29年6月27日(火) ホテルポートプラザちは「房総の間」において、「組合運営・企業経営研究会」を開催しました。

今回のテーマは、「労務トラブルの事例とその対策について」社会保険労務士の浅山先生に講演をいただきました。



研究会の様子



講演中の浅山先生

主な内容は以下のとおり。

事例①: タイムカードの打刻通りに残業代を請求された場合。残業代を払うべきか?

タイムカードを水増しされた際、トラブルに発展してしまう間違った対応として、一方的に残業代をカットしたり、勝手に残業・休日出勤している社員を放置・懲罰をしているなど、後日残業代の未払いがあると請求されても対抗できない。タイムカードは業務を開始した時間・終了した時間ではない、監督署や裁判所はタイムカードの打刻時間を労働時間と認定するため、賃金を支払う事になる。対策として、タイムカード任せにせず、別途就業記録をとり管理する。残業等は申請方式とし無許可残業を排除する。無駄に残る社員に帰宅指示をする。

事例②: 残業代を払ふと言つてきた場合。定額残業代を払つていれば大丈夫か?

雇用契約書に書いていない。何時間相当に当たるのが書いていない。相当时数が45時間を超えている。法定計算額に満たない。最低賃金額を割っている。始業就業時間を記録していない。残業時間把握していない。定額残業相当の時間を上回った残業分を精算していない。等の項目が一つでもあると定額残業代が認められない可能性がある。対策として、就業規則と雇用契約書で〇時間相当と明示すること。定額残業代は45時間以内を推奨(厚生労働省)。給与明細書に残業時間を明示すること。定額残業代超過分は精算すること。

事例③: 従業員が始末書の提出を拒否してきた場合。始末書を強制出来るか?

始末書は事故や不祥事の事実関係の確認・報告であり謝罪・反省や同様の行為を繰り返さない誓約である。しかし、謝罪・反省の部分を強制することは憲法19条(思想・良心の自由)に反すると反論される可能性があり、対応を間違うとパワハラ等と言われてしまう可能性もある。対策として、まずは顕著(事実確認のみ)を出させる。従業員は、会社に対する報告義務がありないと懲戒処分が可能になる。そのうえで始末書を拒否したことを記録しておく(改善意思が希薄である証拠)ことで同じ間違いをした場合、懲戒処分は重くなる。

事例④: 会社に無断でダブルワークしていることが発覚した場合。懲戒処分できるか?

基本的に労働時間外は自由に利用することが出来るた

め、会社が一方的に兼業自体を禁止することは出来ないと言いう考え方为主流。対策として、許可制にする。不正競争防止の観点、過労防止の観点、会社の社会的信用と言った合理的な説明が出来る規制ルールを設けた上で、無断でダブルワークした場合には服務規律違反として懲戒処分が可能となる。

事例⑤: 退職届を出してきた社員が退職したくないと言つてきた場合。退職届は撤回出来るか?

合意解約の申込「退職してもよろしいか」の場合、会社が合意し社員に伝わった時に退職の意思表示が成立する。会社が合意するまでは退職届の撤回は可能。辞職の意思表示「辞めます」の場合、一方的に意思表示するだけで退職意思表示が成立するので退職届は撤回できない。退職届と退職願の表題の違いに意味はない。

事例⑥: 自己都合で退職する社員が離職票に会社都合と書いて欲しいと言つてきた場合。

自己都合の場合は一般受給資格者なので支給開始は約3か月の給付制限後となり、会社都合の場合は特定受給資格者なので支給開始はすぐに開始される。会社都合にした場合、離職後に解雇予告手当を請求されたり、解雇されたためうつ病になつたと慰謝料請求される可能性もある。対策として、辞意を表明したら退職届を出させること。

事例⑦: 問題社員「能力不足」を理由に普通解雇は出来るか?

欠勤・健康問題は客觀的にわかりやすいが、能力不足はわからにくい。新卒一括採用の場合、普通解雇は困難。専門職・地位持定者の場合、雇い入れ時に約束した職務が達成出来ているかどうかで判断する。実務上は繰り返し指導・改善を見られない時は退職勧奨で落としころを探る。

事例⑧: 「協調性がない」「その仕事をしたくない」と言う社員を普通解雇出来るか?

役所や裁判所は、社員を教育するのが会社の責任と言うスタンスなので通常認められない。解雇した際にもめた場合、異動や改善指導をしてきたか問われることになる。会社として該当社員に対する指導等の記録をしておく。

事例⑨: 訪問しても電話をしても連絡が取れない社員の遭遇は?

解雇したくても、解雇の意思が到達して初めて有効となるので解雇できない。解雇無効と言われるリスクがある。行方不明者への解雇通知は、裁判所の掲示板と官報に内容が掲載され、2週間を経過した際に相手に解雇の通知が到達したとみなされる。しかし、解雇によって会社の信用低下や助成金が不支給になるリスクがある。対策として、就業規則に無断欠勤が長期間続いた場合は退職扱いにする旨を定めておく。入社時に身元保証を取ることで、緊急連絡先をはつきりさせておく。但し、本人以外(例えば親)に解雇を通知しても法律上解雇通知したことにならないので注意。

事例⑩: 有期契約社員から更新して欲しいと言われた場合。雇止め出来るか?

有期契約を繰り返していると無期雇用とみなされてしまうケースがある。実質的に無期雇用と同じ扱いや無期転換を期待させる言動をしていた場合、無期転換とみなされる可能性がある。雇用契約書の自動更新は実質無期契約とされる。対策として、更新限度をあらかじめ雇用契約に記載する。更新限度は通常5年以内とする。

以上、労務トラブルの事例と対策の他、知つておくべき労働法の現状について説明し、研究会を終了した。

木更津総合卸商業団地協同組合

事務局長 伊藤 利和

組合概要

所在地: 木更津市潮浜1丁目17番地2

電話: 043-381-3643-309

設立: 昭和58年12月20日

理事長: 堀内正一

出資金: 3,000万円

組合員: 30社・準組合員

4社

業種: 雑貨・容器類・ギ

アフタ・スポーツ用品・衣

料品・建築資材・木材・

住宅機器・機械工具・建

築設計・土木・酒類・水産物・

飲料・蒟蒻・食品・文具・

OA機器・化粧品・自動

車販売業・建築機械賃貸・

土木事業・イベント・レンタル業

事務局: 職員3名

URL: <http://www.bay-net.jp>

団地総面積: 87,730m²



木更津総合卸商業団地協同組合

組合員の人材確保支援

当組合は木更津周辺地域でのインフラ整備や宅地開発と人口増加により、生活関連物資の供給並びに流通機構の整備改善・近代化が強く要請される中、昭和58年12月に「卸団地組合」として設立されました。以来、県内有数の卸売団地として、健全かつ円滑な流通機能を担って参りました。

組合設立から34年経ちましたが、私は、当組合に平成27年5月からお世話をになりました。

当組合の組合員には非常に業績の良い優良企業が多いのですが、経営者との話の中で若者的人材を確保することに苦慮している企業が多い状況がありました。中小企業における人材の採用・定着・育成に関しては、限られた経営資源の中で個社単位の取組には限界があると感じております。こうした中で、採用について、組合を利用すれば採用人数でも個社別では少人数でも組合全体では多くの採用人数になり、しかも多業種から選択できることからインバウトも違うと考え、組合員企業の人材確保を支援することが出来ないか検討しました。

しかしながら、今まで当組合では組合事務局が組合員企業の人材確保支援を実施したことなどがなかったため、手探りで地域の高校やハローワークを訪問、中央会に相談するなどしていました。そのような中で強く感じたことは、当組合の存在が知られていないことでした。まずは当組合を知つてもらうことと、そして集積している組合内企業を知つてもらうことを手始めに、組合のパンフレットを配布することからはじめました。

当初は、地元の高校生を対象に考えていましたが、事業

を行うに当たり各種手続きが多く煩雑なため、より即戦力となる大学生を対象に組合員の人材確保支援を進めてみることにしました。地元の木更津には清和大学があり、キャリアセンターを訪問し当組合設立から今日に至るまでの経緯・地元企業の集積している事や業種の説明等をしました。

何度もあることもあり学内就職説明会の許可をいただきました。

学生たちの就職先として地元志向が強まる傾向の中で、「木更津総合卸商業団地協同組合」と「清和大学」が連携し、中央会の人材確保等支援事業を活用し「地元就職希望学生を対象に、第一回目の学内就職フェアを平成27年10月に開催しました。参加企業の中で、採用に結び付いた企業もありました。また、参加した学生からは、このような形で地元企業と触れ合うことができて良かったとの声が聞きました。



更に翌月には、「経営者が語る中小企業の魅力とは」と題して、当組合員3社の経営者から学生へ出前講義を行ない、各業界の現況や地域で働く魅力、中小企業経営者が求める人材像等を話し、地元の企業を学生に周知させる事業を実施しました。

初めての開催でもあり、時期的に後期に開催される運びとなつたため、学生の参加は少数でしたが、次年度以降を見据えた場合、有益な試みであると思いました。その後も、定期的に清和大学と連携し就職説明会や業界説明会を実施しており、今後も継続していくたいと考えております。

企業にとって人材はまさに「財産」です。そして、その人材を確保することは、企業の存続を左右する重要な課題だと考えます。組合員企業の多くの経営者が人材確保に頭を悩ませている状況の中、組合事務局がコアティネット機能を発揮し、組合員企業の魅力を発信し人材確保支援を行うことは重要な使命であると考えております。

平成29年度雇用関係助成金について 雇用環境の整備関係等の助成金 職場定着支援助成金

魅力ある職場つくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。本助成金は5つのコースに分けられますが、今回は、労働環境向上事業を行う事業協同組合等に助成する「中小企業団体助成コース」を紹介します。

「中小企業団体助成コース」

事業主団体が、その構成員である中小企業（以下「構成中小企業者」という）に対して労働環境の向上を図るために事業を行つ場合に助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。

本助成金は、「対象となる事業主団体」に該当する団体が、次の措置のすべてを実施した場合に受給することができます。

1. 改善計画の認定

雇用管理の改善に係る改善計画を策定し、千葉県知事の認定を受けること。

2. 実施計画の認定

構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための、次の（1）から（4）の「労働環境向上事業」の実施計画を策定し、労働局長の認定を受けること。

（1）計画策定・調査事業

労働環境向上事業の実施のために必要な調査研究を行い、実施計画を策定することとともに、構成中小企業における事業の実施状況を調査し、事業の定着に向けた課題及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握する事業（例：雇用管理状況調査、従業員意識調査等）

（2）安定的雇用確保事業

構成中小企業者における労働者の安定的雇入れに向けた労働条件等の雇用環境及び募集・採用に係る諸問題の改善を図る事業（例：募集・採用ガイドブック、合同会社説明会の開催等）

（3）職場定着事業

構成中小企業者における労働者の職場定着に向けた労働条件等の雇用環境に係る諸問題の改善を図る事業及び構成中小企業者が雇用する労働者に対し職業相談を行う事業（例：安全衛生セミナーの実施、職業相談員の配置及び職業相談の実施等）

（4）モデル事業普及活動事業

構成中小企業者において、労働環境向上事業の効果についての実情把握を行い、当該事業の実施に関する成果・ノウハウ等を他の事業所へ普及・活用等を図る事業（例：モデル事業説明会の実施等）

3. 労働環境向上事業の実施

2によって認定された労働環境向上事業を実施すること。

○対象となる事業主団体

中小企業者を構成員として含む事業協同組合等であること。

○支給額

事業の実施に要した支給対象経費の2／3

大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上）上限1000万円

中規模認定組合等（構成中小企業者数100以上500未満）上限800万円

小規模認定組合等（構成中小企業者数100未満）上限600万円

○対象経費

謝金・旅費・会議費・印刷製本費・通信運搬費・借料・賃料・記念品等費・委託費・受講料・広報費・事務消耗品費・給与・その他

○受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、次の1から3の順に受給手續をしてください。

1. 改善計画の認定申請

雇用管理の改善に係る改善計画を作成し、千葉県に認定申請をしてください。

2. 実施計画の認定申請

労働環境向上事業の実施計画を策定し、事業開始予定期の1か月前までに、必要な書類を添えて、千葉労働局に認定申請をしてください。

3. 支給申請

（1）2によって労働局長の実施計画の認定を受けた後、当該計画に基づいて労働環境向上事業を実施し、必要な書類を添えて、千葉労働局に支給申請書を提出してください。

（2）支給申請は事業実施期間（1年間）を前期・後期に分けて行います。

（3）前期に経費の支払いが完了した事業については、前期終了日の翌日から起算して2か月以内に、後期に経費の支払いが完了した事業については、後期終了日の翌日から起算して2か月以内に支給申請をしてください。

○窓口

助成金の詳細については、千葉労働局又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

エリア情報

今回、県内の地域情報という事で「七福神巡り」についてご紹介いたします。

県内には「七福神巡り」スポットが、松戸市、習志野市、流山市、八千代市、成田市、佐倉市、印西市、白井市、山武市、鴨川市、上総（富津市・君津市・木更津市）、等他にも沢山ございます。まずは、七福神についてお話しします。

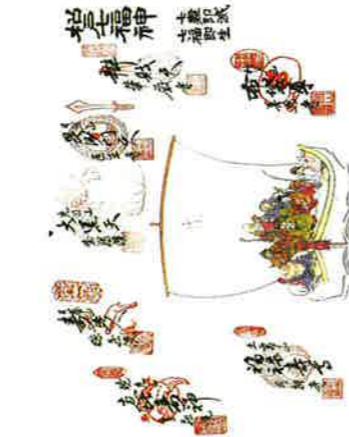
七福神の由来について

七福神とは、①恵比寿天（えびすてん）、②大黒天（だいこくてん）、③毘沙門天（びしゃもんてん）、④弁財天（べんざいてん）、⑤福禄寿（ふくろくじゅ）、⑥寿老人（じゅろうじん）、⑦布袋尊（ほていそん）の七つの神様の総称です。仁王般若經「七難即滅、七福即生」の説に基づくように、七福神を参拝すると七つの災難が除かれ、七つの幸福が授かると言われています。七福神の信仰は、

室町時代の末期のころより生じ、当時の庶民性に合致して民間信仰が形となって育てられてきました。

今回は、事務局の地元にある「松戸七福神巡り」をご紹介します。

昭和63年に始められた「松戸七福神巡り」は市内を一巡するようにお寺が配置「金



蔵院（恵比寿天）、宝蔵院（大黒天）、医王寺（毘沙門天）、華嚴寺（弁財天）、徳藏院（福禄寿）、善照寺（布袋尊）」市内の名所・旧跡もまたあることがあります。さらに、毎年元旦から1月7日までの特別期間には御朱印をいただけます。また、その御朱印を集めることのできる巡拝色紙（七福神の絵入り）も各寺院に用意されています。全工程30km程で、車で2～3時間、バスや電車で5～6時間のコースですので、日帰りで気軽に楽しむことができるのも特徴です。「松戸七福神めぐりバスツアー」（有料）も1月5日と6日に敢行されるので、「みんなで楽しく1日で巡りたい」という人にはおすすめです。

金蔵院は、七福神の中で唯一の日本の神である恵比寿天が祀られています。寛永6年（1629年）に良慶和尚による創建と伝えられています。恵比寿天は、清廉・漁業・商売繁盛・交易の神様といわれています。近くの江戸川を散策しながらお出かけしませんか？

宝蔵院は、白い壁と大きな銀杏の木が目印のお寺です。不動明王・大黒天が祀られています。下総国四郡新四国弘法大師霊場第六十二番札所ともなっています。手を合わせるだけで、なんだか商売がうまくいくきさうな気分になってくる大黒天様にちょっと時間をかけて出かけてみませんか？

医王寺は、江戸時代1630年代に創建されたと伝えられています。融通招福の神、毘沙門天が祀られ多くの巡拝者が訪れる事でも知られています。

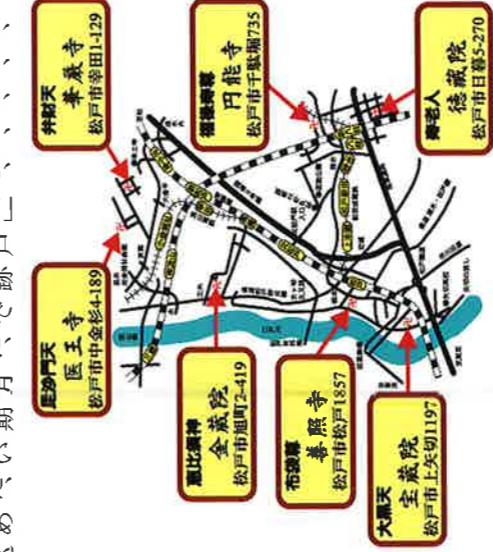
華嚴寺は、火祭りで有名なお寺です。七福神唯一の女神、知恵財宝、愛媛縁結びの神、弁財天が祀られています。墓地となっている高台からは、天気が良ければ富士山を望むことができます。ちょうど知恵と財をいただきに弁財天に会いに行ってみませんか？

円能寺は、室町時代の文安4年（1447年）に尊祐上人によつて開山されたと伝えられているお寺です。福徳円満を授ける福禄寿尊が祀られています。起伏にどんな地形の千駄堀があり、周辺には長屋門の残る街並みもあります。また、ここにすれば宝船に乗る七福神を拝むこともできます。

徳藏院は、縁に囲まれた山寺の雰囲気をかもし出す閑静なお寺です。右手にうちわを持ち、難を払うと言われる富貴長寿の神様、寿老人が祀られています。心安らぐ雰囲気の寺院で、寿老人に会いに行つてみませんか？

善照寺は、笑門福、夫婦円満、子宝の神のご利益があるといわれる布袋尊が祀られています。本堂の屋根上部が朱色に塗られており、特徴的な外観のお寺です。ご本尊は聖觀世音菩薩で、下総三十三ヶ所觀音靈場第十九番および東三十三觀音第十三番の札所となっています。思わずほっこりした気分になる布袋尊のご尊顔を拝しに出かけてみませんか？

事務局責任者の皆様も、県内の七福神巡りスポットへお出かけし、神々のパワーを頂き、ちょっと得した気分を味わつてみませんか？



事務局及び会員からのイベント・行事等のご案内

本協会会員の皆様におかれましては平素より本会の事業運営につきましてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。去る5月25日、広報事業の充実を図るため、会員の皆様に広報事業に関するアンケートを実施致しました。アンケートにて協力頂いた本協会会員組合に関するイベント・行事等をご紹介させて頂きます。

平成29年会員組合行事

平成29年 7月27日～29日「第50回ふなばし市民まつり、第33回めいど・いん・ふなばし」（船橋機械金属工業協同組合）

7月29日～30日「柏市工業祭（柏まつり）」（柏市工業団地協同組合）

7月下旬～8月下旬「ARを利用した合同クーポンセール」（柏駅前第一商業組合）

8月4日「田地夏まつり」（船橋総合卸商業団地協同組合）

8月初旬頃「電気使用安全月間街頭キャンペーン」（千葉県中央電気工事業協同組合）

8月19日「夏祭り臼井ふるさとにぎわい祭り」（臼井ショッピングセンター協同組合）

9月頃「実習生中心の組合員による地引網」（インターネット協同組合）

9月17日「千葉の酒フェス2017 IN TOKYO」（千葉県酒造協同組合）

9月下旬「千葉県測量設計業協会県民講座」（千葉県測量設計補償協同組合）

9月下旬～10月上旬「創業祭」（柏駅前第一商業組合）

10月第3土曜・日曜頃「野田市産業祭」（野田工業団地協同組合）

10月末頃「丁酉日しばまつり」（千葉県貿易協同組合）

11月初旬頃「千葉県大漁まつり」（千葉市産業まつり）（千葉県貿易協同組合）

11月9日頃「秋季全国中央予防運動への参加」（千葉県消防設備協同組合）

12月中旬「千円札つかみどりスクランチキャンペーン」（柏駅前第一商業組合）

平成30年 1月8日「鯛供養弁天祭り」（小湊妙の浦遊覧船協同組合）

事務局責任者協会主催行事

10月28日（土） サークル活動（秋のハイキング・東京大学柏キャンパス他を予定）

11月中旬 組合活性化策等検討会

12月初旬 組合・企業視察研修（忘年会も併せて開催予定）

千葉県中小企業団体中央会主催行事

10月26日 第69回中小企業団体全国大会（長野大会）

4月1日より事務局責任者協会の事務局を担当することになりました。

今後も会員組合に関する様々な情報提供を行っていきたいと考えております。イベント開催情報だけではなく、各組合で提供できる役務、サービス等の紹介・PRなどの情報提供もよろしくお願いいたします。（千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 東）